（令和8年9月更新）

令和8年度　大村市保育料基準額表

（単位：円）

	各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			子どものカウント	保育料（給食費除く）	副食費（おかず代等）
	階層		市町村民税の税額控除前所得割額（調整控除除く）			
１号認定 ・幼稚園 ・認定こども園 （短時間部）	1	A	生活保護世帯等	全員	0円	免除
	2	（B）	母子・父子世帯、障害児（者）のいる世帯			
		B	（B）階層以外			
	3	（C）	77,100円以下で母子・父子世帯、障害児（者）のいる世帯			
		C	77,100円以下			
	4	D	77,100円を超え211,200円以下	小学校3年生以下の子どもを数えて、第1子及び第2子の場合	0円	園が定める金額を、園にお支払いください。
	5	E	211,200円を超える			

○生活保護世帯には、里親世帯や中国残留邦人等支援給付受給世帯等が含まれます。

○保育料、副食費とは別に、主食費（お米代等）や教材費等が園ごとに必要となります。金額やお支払い方法については、園にご確認ください。

○子どものカウントにおいて、第3子以降となる児童については、全ての階層で保育料・副食費ともに無料となります。

（単位：円）

	各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			子どものカウント	3歳未満児（R8.4.1時点）				3歳以上児（R8.4.1時点）	
					保育料（給食費を含む）				保育料	副食費（おかず代等）
					第１子		第２子			
	階層		市町村民税の税額控除前所得割額（調整控除除く）		標準時間	短時間	標準時間	短時間		
２・３号認定 ・保育園 ・認定こども園 （長時間部） ・小規模保育園	1	A	生活保護世帯等	全員	0円		0円		0円	免除
	2	（B）	市町村民税非課税世帯で、ひとり親世帯か障害児（者）がいる世帯							
		B	市町村民税非課税世帯で、（B）階層以外							
	3	（C）	48,600円未満で、ひとり親世帯か障害児（者）がいる世帯	子ども全員を数える	7,200円	7,100円	0円	0円		
		C	48,600円未満		15,600円	15,400円	（※1）7,800円	（※1）7,700円		
	4	（D1ｱ）	48,600円以上57,700円未満で、ひとり親世帯か障害児（者）がいる世帯		7,200円	7,200円	0円	0円		
		D1ｱ	48,600円以上57,700円未満		23,500円	23,100円	（※1）11,700円	（※1）11,500円		
		（D1ｲ）	57,700円以上77,101円未満で、ひとり親世帯か障害児（者）がいる世帯		7,200円	7,200円	0円	0円		
		D1ｲ	57,700円以上77,101円未満	保育施設に通う子どもだけを数える	23,500円	23,100円	（※2）0円	（※2）0円	0円	園が定める金額を、園にお支払いください。
		D1ｳ	77,101円以上97,000円未満		23,500円	23,100円	（※2）0円	（※2）0円		
	5	D2	97,000円以上169,000円未満		35,200円	34,500円	（※2）0円	（※2）0円		
	6	D3	169,000円以上301,000円未満		47,000円	46,200円	（※2）0円	（※2）0円		
	7	D4	301,000円以上397,000円未満		52,000円	51,200円	（※2）0円	（※2）0円		
	8	D5	397,000円以上		55,000円	54,200円	（※2）0円	（※2）0円		

（※1）　第1子と第2子が同時に保育施設に在園している場合、第2子の保育料は無料です。

（※2）　第1子の保育料に未納が発生した場合は、第2子の保育料無料が解除され第2子にも保育料が発生します。（第1子の保育料の半額）